

アプリからの口座開設に係る特約

1. 概要

- (1)この特約は株式会社しんきん情報システムセンターが提供する「信用金庫口座開設アプリ」をご使用して、豊橋信用金庫インターネット支店の普通預金口座を開設する際に適用される事項を定めるものです。
- (2)この特約は「信用金庫口座開設アプリ利用規定」の一部を構成するとともに同規定と一体として取扱われるものとします。

2. 旧字体・異字体

- (1)ご使用のスマートフォンにより、運転免許証に記載された字体（旧字体・異字体）がご入力できない場合があります。この場合、入力可能な文字にてご入力ください。
- (2)運転免許証のお名前にある旧字体・異字体を新字体でお申込みされた場合は、ご入力された新字体のお名前で口座開設させていただく場合があります。

3. この特約の変更等

この特約の各条項は、諸般に状況変化、その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

この変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

(2017年4月3日現在)